保険者の種類	平均値
加入者の数が五千人未満の市町村	加入者の数が五千人未満の全ての市町村に係る特定健康診査の実施率の平均値
加入者の数が五千人以上十万人未満の市町村	加入者の数が五千人以上十万人未満の全ての市町村に係る特定健康診査の実施率の平均値
加入者の数が十万人以上の市町村、健康保険の保険者（全国健康保険協会に限る。以下この項及び次条において同じ。）又は船員保険の保険者	加入者の数が十万人以上の全ての市町村、健康保険の保険者及び船員保険の保険者に係る特定健康診査の実施率の平均値
国民健康保険組合	全ての国民健康保険組合に係る特定健康診査の実施率の平均値
健康保険組合（健康保険法第十一条第一項の規定により設立されたものに限る。以下この項及び次条において「単一型健康保険組合」という。）	全ての単一型健康保険組合に係る特定健康診査の実施率の平均値
健康保険組合（健康保険法第十一条第二項の規定により設立されたものに限る。以下この項及び次条において「総合型健康保険組合」という。）又は日本私立学校振興・共済事業団	全ての総合型健康保険組合及び日本私立学校振興・共済事業団に係る特定健康診査の実施率の平均値
共済組合	全ての共済組合に係る特定健康診査の実施率の平均値

三　前各号に掲げるもののほか、前年度に特定健康診査等を実施した保険者において、当該保険者の責めに帰することができない事由があったこと。

5　保険者は、前項各号に掲げる基準のいずれかに該当すると見込まれると認めたときは、速やかに、厚生労働大臣に対し、その旨を申し出るものとする。

6　厚生労働大臣は、前項の規定による申出があった場合において、当該申出が第四項各号に掲げる基準に該当すると認めるときは、その旨を前項の規定による申出をした保険者に通知するものとする。

（減算対象保険者の基準）

第四十条の三　算定政令第二十五条の三第一項第二号に規定する特定健康診査等の実施状況が十分なものとして厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　前年度における特定健康診査の実施率が次の表の上欄に掲げる保険者の種類に応じ、同表の下欄に掲げる実施率以上であること。

保険者の種類	実施率
市町村	百分の六十五
健康保険の保険者、船員保険の保険者、国民健康保険組合及び総合型健康保険組合	百分の七十
単一型健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団及び共済組合	百分の八十（当該保険者に係る四十歳以上の加入者の数に占める被扶養者の数の割合（以下この項において「被扶養者率」という。）が百分の二十五を超える保険者にあっては、百分の八十五に一から被扶養者率を減じた数を乗じた数と百分の六十五に被扶養者率を乗じた数を合計した数）

二　前年度における特定保健指導の実施率が百分の四十五以上であること。

（調整前確定後期高齢者支援金の算定に係る保険納付対象額の総額の算定方法）

第四十条の四　算定政令第二十五条の三第二項に規定する保険納付対象額の総額は、当該年度の後期高齢者医療広域連合の負担対象額の総額に一から当該年度の後期高齢者負担率及び百分の五十を控除して得た率を乗じて得た額と、当該年度の後期高齢者医療広域連合の特定費用額の総額に一から当該年度の後期高齢者負担率を控除して得た率を乗じて得た額との合計額とする。

（調整前確定後期高齢者支援金の算定に係る加入者一人当たり負担額の算定方法）

第四十条の五　加入者一人当たり負担額は、当該年度の前条の規定により算定した保険納付対象額の総額を当該年度の全ての保険者に係る加入者の総数で除して得た額を基礎として、年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める額とする。ただし、当該年度の四月二日以降に新たに設立された保険者については、当該設立の日から当該年度の三月三十一日までの間の日数に応じて算定した額とする。

（調整前確定後期高齢者支援金の算定に係る加入者の総数等の算定方法）

第四十条の六　算定政令第二十五条の三第二項に規定する当該各年度における全ての保険者に係る加入者の総数として厚生労働省令で定めるところにより算定したものは、当該各年度における全ての保険者に係る加入者の総数とする。

2　算定政令第二十五条の三第二項に規定する当該各年度における当該保険者に係る加入者の数として厚生労働省令で定めるところにより算定したものは、当該保険者に係る加入者の数とする。

第四十四条第二項中「（法第十八条第二項第一号に規定する特定健康診査等をいう。）」を削る。

第四十六条第二項の表中

法第三十九条第一項第一号ロ本文に掲げる額	算定政令第二十五条の三第一項第二号のイ及びロに規定する調整前後期高齢者支援金の額

を

第三十九条に規定する保険納付対象額の総額	第四十条の四に規定する調整前確定後期高齢者支援金の算定に係る保険納付対象額の総額

に改め、

第三十九条第一項第一号ロ本文に掲げる額	第三十九条に規定する保険納付対象額の総額

を

第四十条の三第一項第二号のイ及びロに規定する調整前後期高齢者支援金の額	第四十条の四に規定する調整前確定後期高齢者支援金の算定に係る保険納付対象額の総額

に改める。

（国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令等の一部改正）

第二条　次に掲げる省令の規定中「平成二十五年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

一　国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（昭和三十八年厚生省令第十号）附則第十三条

二　国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令（昭和四十七年厚生省令第十一号）附則第四条、第九条第二項、第十条第二項及び第十一条第二項